

令和元年度第12回選挙管理委員会議事録

日 時 令和元年12月2日(月) 午前9時から
 場 所 日進市役所4階 第3会議室
 出席者 星野委員長、上田委員、大竹委員
 事務局 牧書記、伊藤書記、祖父江書記、秋山書記
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 議 題 1. 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について
 2. 在外選挙人名簿登録者数(案)について
 3. 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(案)について
 4. その他

発言者	発言内容
事務局	ただ今から令和元年度第12回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日については令和元年12月1日、登録日については令和元年12月2日であります。</p> <p>住所要件は、令和元年9月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3ヶ月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件は、平成13年12月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、令和元年8月1日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性35,616人、女性36,540人、合計72,156人となりました。前回9月の定時登録より合計で194人増加しました。</p> <p>また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。</p> <p>日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,444人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録</p>

	<p>者数の3分の1にあたる24,052人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,026人となります。資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの72,156人について、投票区別の登録状況が示してあります。</p> <p>それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。</p> <p>資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分で9月の定時登録以後、資料3のとおり3人登録、1人を抹消しました。これにより、12月3日現在の登録者総数は、男性36人、女性29人の合計65人となり、前回9月の定時登録より合計で2人の増加です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの65人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。</p> <p>それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思ひます。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。
各委員	異議なし

委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について説明いたします。</p> <p>公職選挙法第189条第1項の規定により出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書を選挙管理委員会に提出する義務があり、同法第192条第2項の規定により選挙管理委員会は、候補者ごとの報告書収入、支出等を取りまとめた要旨について告示しなければなりません。</p> <p>日進市長選挙における報告書の要旨の告示案については資料5に、日進市議会議員一般選挙における報告書の要旨の告示案については資料6にまとめております。</p> <p>以上についてご承認いただければ、案により告示をしたいと思っております。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見はありますか。</p>
委員	<p>候補者によって報告の回数異なるのはなぜですか。</p>
事務局	<p>1回目の報告は選挙期日後の15日以内に提出しなければならず、2回目以降は収入又は支出が新たになされた日から7日以内に提出することが義務付けられています。事務所を借上げた場合等は、当該事務所の光熱水の費用の支払いが遅くなることあるため、候補者によって、報告回数が複数回になることがあるためです。</p>
委員	<p>収入のうちその他の収入はどのようなものがあるか。</p>
事務局	<p>主なものとしては、候補者の自己資金があげられます。</p>
委員	<p>告示されるのは、資料5及び資料6の内容だけなのか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。このほか、公職選挙法第192条第4項の規定により何人も告示された概要に係る収支報告書の閲覧を請求することができます。</p>

委員長	他にありませんか。それでは、議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、事務局案のとおり承認してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	それでは、議題3 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（案）について、事務局案のとおり承認します。 続きまして、議題4その他ですが、事務局は何かありますか。
事務局	2点ございます。 1点目は、選挙出前トークについてです。 10月4日に日進中学校の特別支援学級の生徒と青葉学園の生徒を対象とした選挙出前トークのアンケート結果を集計しました。資料7が集計結果となっていますので、ご確認ください。
委員長	何か質問、意見等がありますか。
委員	数年後に選挙権を有することになる中学生を対象とした選挙啓発が求められると思います。新聞記事等に他自治体における選挙啓発が記事になっているので、色々研究すると思います。
事務局	事務局としても中学生向けの啓発が重要だと考え、数年前から啓発品の配付の時期を成人式の時から中学生の卒業の時に変更しています。選挙啓発は常時必要になりますので、今後も研究していきます。
委員長	先日青葉学園の先生と話す機会があり、この中で、今回の選挙出前トークを来年度以降も実施してほしいということを知りました。
委員長	事務局は、2点目について、説明をお願いします。
事務局	2点目は、今年度の残りとか来年度の選挙管理委員会の予定についてです。 現時点の案を作成いたしました。資料8により説明いたします。（資料8に沿って説明） なお、来年度は予定されている選挙はございません。
委員長	何か質問、意見等がありますか。
委員	意見なし

委員長	他に議題はありますか。
事務局	ありません。
委員長	それでは、第12回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時20分閉会